

## 長久手市地域包括支援センター及び地域密着型サービス等運営協議会設置要綱

### (設置)

第1条 長久手市における地域包括支援センター（以下「センター」という。）の設置及び運営並びに地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス（以下「地域密着型サービス等」という。）の実施等に関し必要な事項を協議し、センター及び地域密着型サービス等の適正な運営を確保するため、長久手市地域包括支援センター及び地域密着型サービス等運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) センターの設置等に関すること。
- (2) センターの運営及び評価に関すること。
- (3) 介護保険以外のサービスとの連携の形成に関すること。
- (4) センターの職員の確保等に関すること。
- (5) その他センターの運営に関し必要な事項
- (6) 地域密着型サービス等の事業者の指定に関すること。
- (7) 地域密着型サービス等のサービス費の額及び事業の基準の設定に関すること。
- (8) 地域密着型サービス等の事業者の質の確保、運営評価その他市長が地域密着型サービス等の適正な運営を確保する観点から必要と認める事項

### (組織)

第3条 協議会は、委員9人以内で組織する。

### (委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 居宅サービス若しくは地域密着型サービス等の利用者又は第1号被保険者若しくは第2号被保険者
  - (2) 指定居宅サービス若しくは地域密着型サービス事業者等、又はこれらの者に係る団体の代表者
  - (3) 市民の権利擁護を行い、又は相談に応じる団体等の代表者
  - (4) 保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者
  - (5) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

### (会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員

がその職務を行う。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、市の介護保険事務を所掌する部署において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。